

陳情 5 第 8 号

表 題 「再審法（刑事訴訟法の再審規定）改正の促進を国に求める意見書」 の提出を求める陳情書

陳情の趣旨

「再審法（刑事訴訟法の再審規定）改正の促進を国に求める意見書」を国に対し提出すること。

陳情の内容

罪を犯していない人が誤った捜査・裁判によって自由を奪われ、仕事や家庭を失い、築き上げた人生のすべてをなくし、最悪の場合は死刑によって生命を奪われる——えん罪は国家による最大の人権侵害です。

しかし、えん罪事件は後を絶ず、その救済は気の遠くなるような年月がかかる実態があります。

1966年、静岡県で発生した袴田事件は、死刑が確定してから42年経過した本年3月、ようやく再審開始が認められました。静岡地裁が2度目の再審請求を認めたのは2014年ですが、検察の異議申し立てにより9年の歳月が流れ、袴田 巖さんは87歳になってしまいました。袴田事件の再審開始決定文には「捜査機関による証拠捏造の可能性」について言及があります。

1967年、茨城県で起きた布川事件でも、裁判所が再審開始決定を出しても、その都度検察が異議申し立てを行い、無期懲役判決から31年経過した2009年にやっと最高裁で再審開始が確定しました。

他にも、足利事件や東電OL殺人事件など、マスコミでも報道された重大事件が再審の結果、無罪となる判決が近年になって相次いで出されています。

このような状況のもと、えん罪が疑われる被告を早急に救済するために再審法の改正を求める声が強まっています。日弁連は理論でサポートするため各団体とコミットを進め、超党派の議員連盟も発足しました。

袴田事件の再審開始について「読売」「日経」新聞をはじめ各社が社説で再審制度の不備を指摘しました。

世論の高まりは地方議会にも及び、再審制度の見直しを求める意見書が、2023年3月末現在127自治体で採択されています。

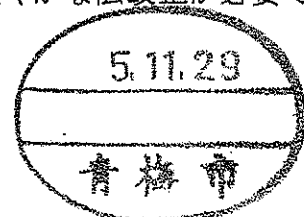
現行の刑事訴訟法の再審に関する条文は19条だけで、戦後の改正では「不利益再審の禁止」がなされただけで、えん罪被害者の一刻も早い救済のために速やかな法改正が必要です。

私たちは、以下の事項の実現を求めます。

1、再審のため「全ての証拠を開示」すること。

検察側が持っている証拠の中には、検察の主張を強めるものや被告の無罪を示すものもあるはずですが、これまでの「再審無罪」とされたえん罪事件のほとんどで、検察や警察が「被告に有利な証拠を隠していたこと」が明らかになっています。

えん罪をなくすために「全ての証拠を全て開示させる制度」が必要です——カナダやアメリカでは証拠開示が法制化されています。



2、再審開始決定に対する検察の不服申し立てを禁止すること。

再審決定に対して検察が上訴して取り消しを申し立て、裁判を長引かせ、無実の人を苦しめています。

ドイツでは、1964年 検察官の不服申し立てが禁止されました。日本でも検察官の不服申し立ては禁止すべきです。再審決定が出たら、すぐに裁判のやり直しを始め、検察官の不服は、やり直しの裁判で改めて主張して争えばいいのです。

3、再審における手続きを整備すること

現行法では、再審請求審をどのような手続きで行うのかはっきりした規定がなく、再審請求人の権利が保障されていません。

裁判所は、再審請求審で弁護士との進行協議に応じないまま事件を放置したり、審理が公開されることもなく、証拠調べも行わず、いきなり再審請求を棄却することさえあります。

再審の手続きを整備し、ルールを作る必要があります。

以上、地方自治法第99条の規定により陳情いたします。

青梅市議会 議長 島崎 実 殿

令和 5 年 11 月 29 日

陳情者

